

医薬総発 1 2 1 9 第 2 号
令和 6 年 1 2 月 1 9 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公 印 省 略)

電子処方箋システム一斉点検の実施について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 1 月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤りにより、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が令和 6 年 12 月 19 日までに 7 件報告されています。

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、令和 6 年 12 月 20 日（金）から 24 日（火）までの 5 日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

本事例を受けた点検について、下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれては、本通知について、御了知の上、貴下団体会員、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、遺漏なきよう御配慮願います。

記

1. 医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、

- (1) 令和6年12月19日から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
 - (2) 同月23日及び24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
 - (3) 同月25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。
- 2 あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚生労働省のホームページに公表します。
 - 3 周知と点検を促す間、令和6年12月20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方登録等は可能です。
 - 4 システム再開後は、対応済み医療機関として厚生労働省のホームページで公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

以上

【別添資料】

- ・別添1：電子処方箋システムの一斉点検の実施について
- ・別添2：プレスリリース（電子処方箋システム一斉点検の実施について）

電子処方箋システムの一斉点検の実施について

2024.12.19

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋サービス推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

概要

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関・薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに7件報告されています。

（※）例：システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

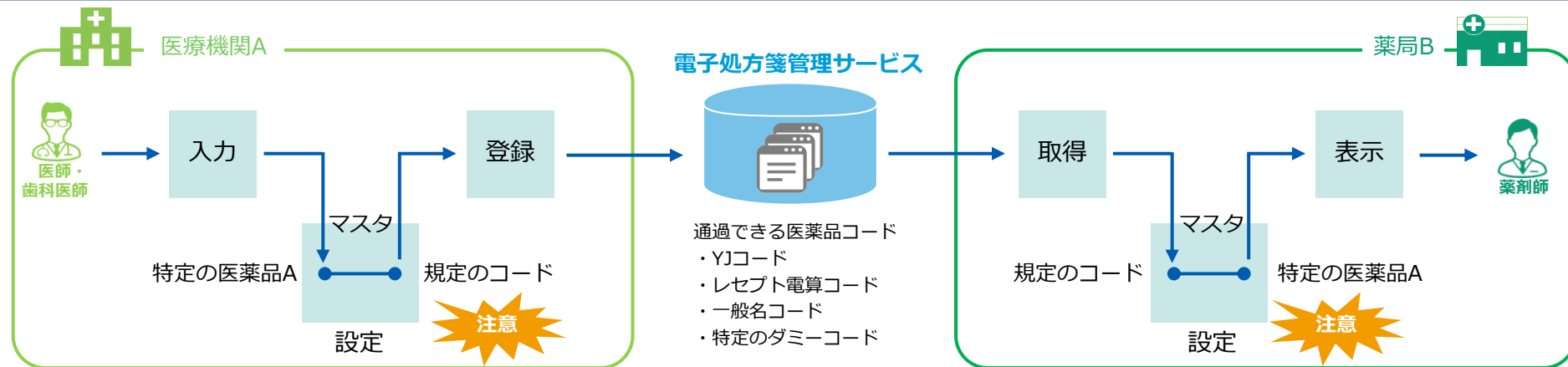
（参考）11月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539
処方箋枚数（R6.11・推計値） 約7,500万枚
うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約11万枚（約0.15%）

今回の対応

- ① 医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、
 - 1) 本日（12月19日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
 - 2) 23日、24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
 - 3) 25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。
- ② あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省HPに公表します。
- ③ 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤結果登録等は可能です。
- ④ システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省のHPで公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定を行う場合には、適切に設定されたかを確認したうえで運用するようにお願いいたします。
- 院外処方を行う場合で医薬品のダミーコードを用いるのは、「経過措置医薬品（YJコード廃止医薬品）を処方する場合」や「一般名処方加算の算定できない医薬品を一般名処方する場合」など特殊な場合のみです。原則、上記の3種類のコードのいずれかのご使用をお願いいたします。



注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定する場合は、設定誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ 特定の医薬品に特殊な事例を除き、ダミーコード（※）を**設定しないでください。**

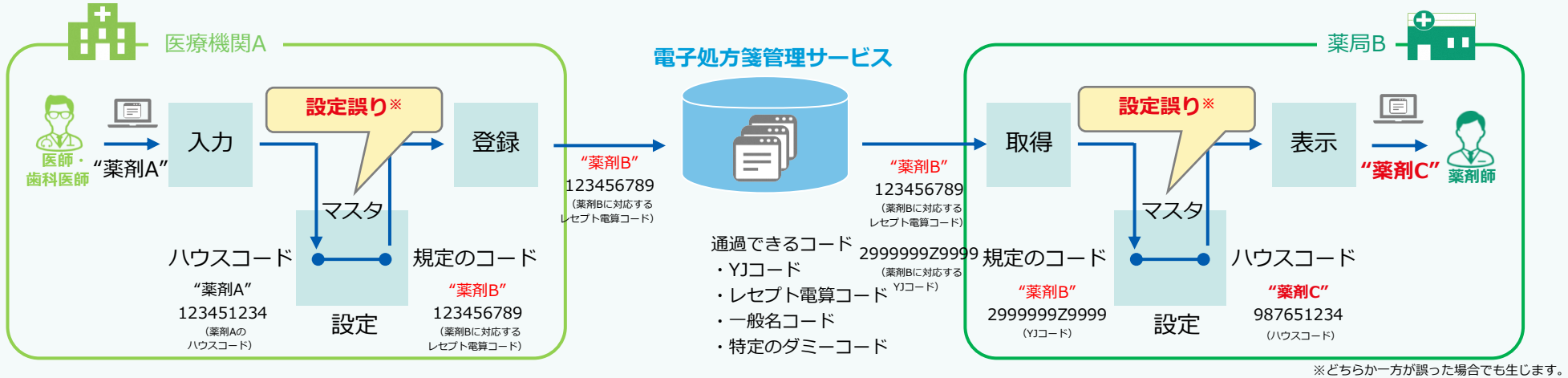
（※）レセプト電算コードであれば“666660000”（医薬品）、“777770000”（医療材料）、YJコードであれば“2000000X0000”

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

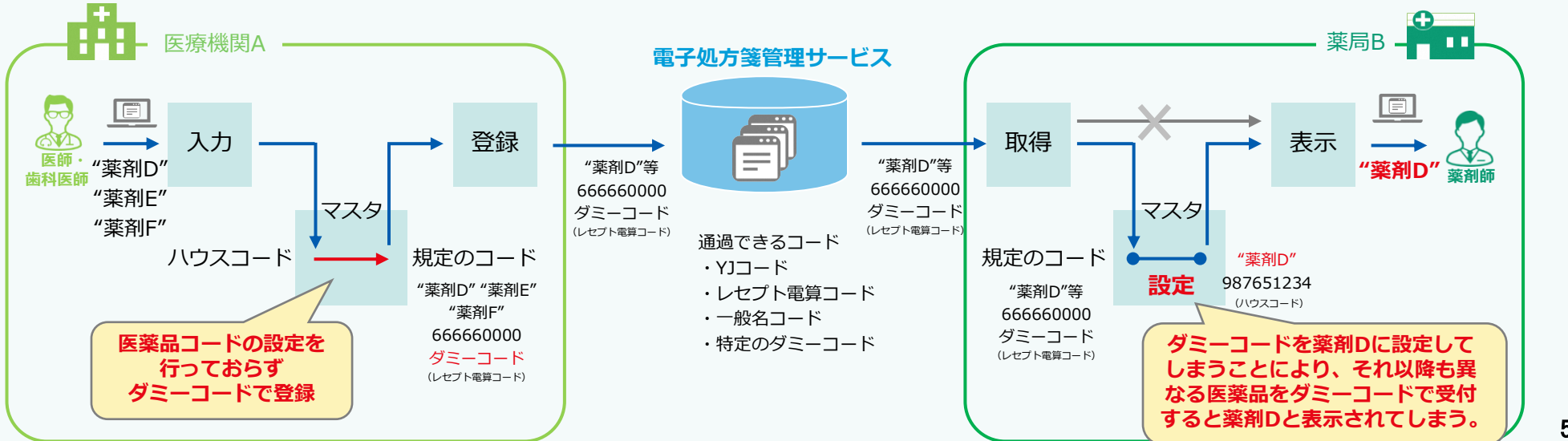
パターン1

○ 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードの設定を誤ってしまう。



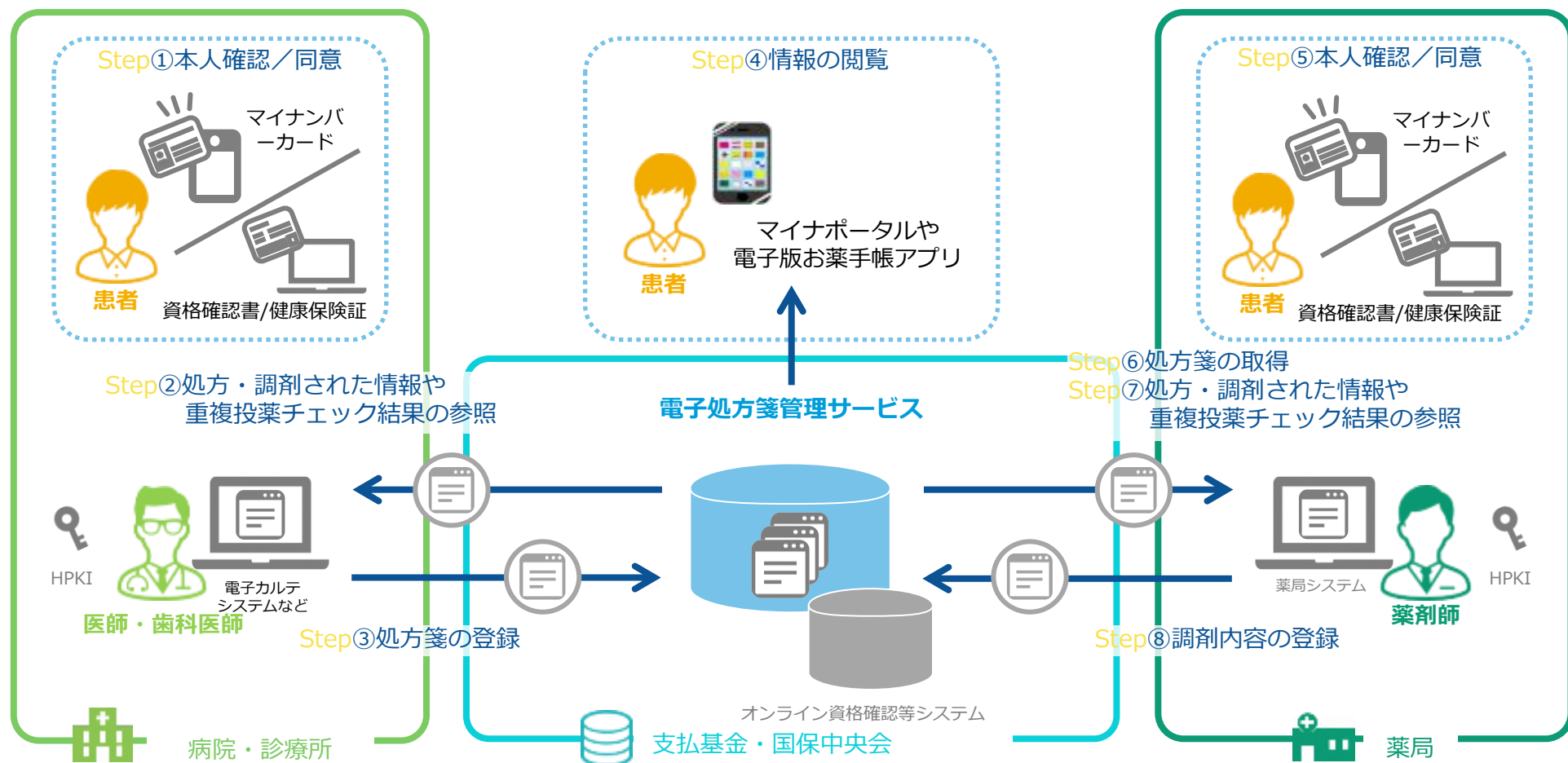
パターン2

○ 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を設定してしまう。



(参考1) 電子処方箋について

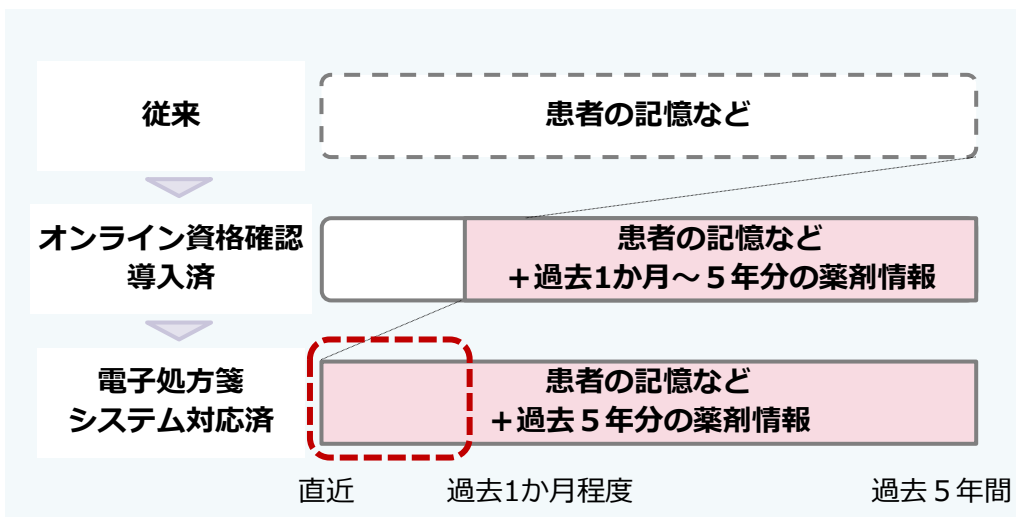
電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。(令和5年(2023年)1月～運用開始)



(参考2) 電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能

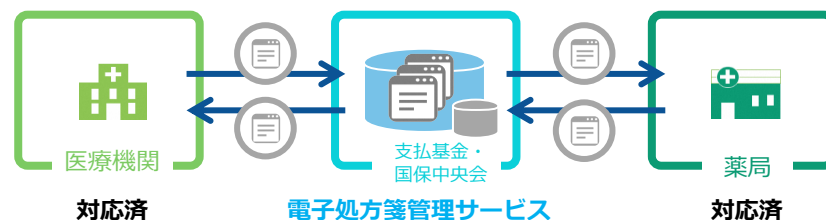


凡例

- お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報
- 電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報
- ※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能
- ※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

▶ 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



▶ 薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



（参考3）用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例）医薬品マスタ（薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている）
ハウスコード	医療機関や薬局が自院（局）で運用しているシステムで使用しているデータ（例えば医薬品のデータ）個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しないため、併せて医薬品名称などをテキストとして入力するなどの必要がある。
YJコード	薬価ごとに設定されている英数12桁のコード。個々の医薬品に対して別々のコードが付与される。
レセプト電算コード	審査支払機関に電子レセプトを提出する際などに、レセプト電算処理システムで使用するコード。 （薬価基準上で、統一名収載がなされる場合にはYJコードは個々の製品に振られるがレセプト電算コードは共通で1つ、といった状況が生じうる。
一般名処方コード	医療機関において一般名で処方を行う際に使用するコード。

Press Release

令和 6 年 12 月 19 日

【照会先】

医薬局 総務課

課長 重元博道

課長補佐 森田和仁（内線 4204）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2377

報道関係者 各位

電子処方箋システム一斉点検の実施について

1. 概要

令和 5 年 1 月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに 7 件報告されています。

（※）システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日 20 日（金）から 24 日（火）までの 5 日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

（参考）11 月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539

処方箋枚数（R6.11・推計値） 約 7500 万枚

うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約 11 万枚（約 0.15%）

2. 今回の対応

（1）医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、

- 1) 本日（12 月 19 日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
- 2) 23 日、24 日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
- 3) 25 日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省の HP 上で公表。

- (2) あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省 HP に公表します。
- (3) 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方登録等は可能です。
- (4) システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省の HP で公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。